

令和 6 年小田原市議会 1 2 月定例会議案

(議案第 1 0 2 号～議案第 1 1 4 号)

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

目 次

○条例議案

議案第 1 0 2 号	小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……	1
議案第 1 0 3 号	小田原市手数料条例の一部を改正する条例……………	2
議案第 1 0 4 号	小田原市建築基準条例の一部を改正する条例……………	12
議案第 1 0 5 号	小田原市下水道条例の一部を改正する条例……………	18

○事件議案

議案第 1 0 6 号	財産の無償譲渡について（超低温冷凍庫及び低温冷凍庫） ……	19
議案第 1 0 7 号	指定管理者の指定について（国府津駅自転車駐車場） ……	21
議案第 1 0 8 号	指定管理者の指定について（小田原市民ホール） ……	22
議案第 1 0 9 号	指定管理者の指定について（小田原市いこいの森） ……	23
議案第 1 1 0 号	指定管理者の指定について（小田原市梅の里センター） ……	24
議案第 1 1 1 号	指定管理者の指定について（小田原漁港交流促進施設） ……	25
議案第 1 1 2 号	指定管理者の指定について（小田原こどもの森公園わんぱく らんど及び辻村植物公園） ……	26
議案第 1 1 3 号	指定管理者の指定について（小田原市立小田原駅東口図書館 及びおだびよ子育て支援センター） ……	27
議案第 1 1 4 号	工事請負契約の変更について（旧小田原市民会館解体撤去工 事） ……	28

案 議 例 条

議案第 102 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年小田原市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の項中「若しくは特例給付」を「及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 12 条の規定による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

児童手当法の一部改正に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第 103 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 12 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号ア(ア)中「10, 000 円」を「15, 000 円」に改め、同号ア(イ)中「18, 000 円」を「28, 000 円」に改め、同号ア(ウ)中「28, 000 円」を「43, 000 円」に改め、同号ア(サ)を同号ア(シ)とし、同号ア(ハ)から(コ)までを同号ア(カ)から(サ)までとし、同号ア(エ)中「200 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「36, 000 円」を「55, 000 円」に改め、同号ア(エ)を同号ア(ハ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの 確認の申請 1 件につき 48, 000 円

第 6 条第 1 項第 1 号ア(ア)中「16, 000 円」を「24, 000 円」に改め、同号ア(イ)中「19, 000 円」を「30, 000 円」に改め、同号ア(ウ)中「25, 000 円」を「39, 000 円」に改め、同号ア(サ)を同号ア(シ)とし、同号ア(ハ)から(コ)までを同号ア(カ)から(サ)までとし、同号ア(エ)中「200 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「34, 000 円」を「53, 000 円」に改め、同号ア(エ)を同号ア(ハ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの 検査の申請 1 件につき 44, 000 円

第 6 条第 1 項第 3 号中「第 12 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改め、「受けたもの」の次に「又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 8 条各号の規定に基づく同法第 11 条第 6 項の規定による適合判定通知書の交付を受けたもの」を、「掲げる」の次に「住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 2 項に規定する住宅部分をいう。以下この号、第 12 章及び第 15 章において同じ。）又は」を加え、「同法第 11 条第 1 項」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号」に改め、「非住宅部分をいう。」の次に「以下この号、」を加え、「（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）」を削り、「」の用途に供する部分以外の部分の床面積」の次に「（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）第 3 条に規定する床面積をいう。以下こ

の号、第１２章及び第１５章において同じ。）（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積）」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅に係るものの検査の申請 １件につき１４，０００円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物に係るものの検査の申請 １件につき、当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの ２１，０００円

b 住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの ３５，０００円

c 住宅部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの ６７，０００円

d 住宅部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの
１００，０００円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの １９，０００円

b 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの ２６，０００円

c 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの ３８，０００円

d 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの ９５，０００円

e 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの １４０，０００円

f 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの １８０，０００円

g 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円

第6条第1項第3号ウからキまでを削り、同条第2項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

第7条第1項第1号ア中「15,000円」を「23,000円」に改め、同号イ中「18,000円」を「29,000円」に改め、同号ウ中「24,000円」を「38,000円」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、同号エ中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「49,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 検査の申請1件につき42,000円

第7条第2項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

第8条第1項第1号ア中「15,000円」を「24,000円」に改め、同号イ中「18,000円」を「28,000円」に改め、同号ウ中「23,000円」を「37,000円」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、同号エ中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「32,000円」を「50,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 検査の申請1件につき42,000円

第8条第2項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

第9条第1号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

第10条第1号中「する住宅」を「し、若しくは大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする住宅（当該住宅に設ける建築設備を含む。）又は自ら居住する住宅の敷地を造成するための擁壁」に、「6月」を「2年」に改め、「確認」の次に「、認定又は許可」を加える。

第20条第1項第1号ウ(ア)中「（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この章及び第15章において同じ。）」を削り、同号ウ(エ)を同号ウ(オ)とし、同号ウ(ウ)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ウ(ウ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(イ)中「(ア)」の次に「又は(イ)」を加え、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。）次

に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 86,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 150,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 220,000円

第20条第1項第1号ウを同号エとし、同号イ中「アに」を「ア又はイに」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。）に係るものの審査 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円

第20条第1項第2号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項第3号ア中「又はイ」を「、イ又はウ」に改め、同号ウ中「第1号ウ」を「第1号エ」に改める。

第23条第1項第1号中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、「1件につき、」、「建築物の部分の」及び「を合算した額」を削り、同号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分。以下この号において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものに限る。）

1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円

イ 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。） 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円

第23条第1項第1号に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅（ア又はイに該当するものを除く。） 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円

エ 一戸建ての住宅以外の建築物に係るもの 1件につき、当該申請に係る建築物の部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分。以下この号において同じ。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分（共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。）の審査を要しない場合にあっては、当該共用部分を除く。以下この章において同じ。）

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 57,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 160,000円

(イ) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2

号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。)

次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円
- b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 86,000円
- c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 150,000円
- d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 220,000円

(ウ) 住宅部分（(ア)又は(イ)に該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円
- b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 120,000円
- c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 200,000円
- d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 280,000円

(エ) 非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分以外の部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a bに該当する場合以外の場合 次に掲げる工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円
 - (b) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円
 - (c) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円

- (d) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円
 - (e) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円
 - (f) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円
 - (g) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円
- b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合することについて判定する場合 次に掲げる工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (a) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円
 - (b) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円
 - (c) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円
 - (d) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円
 - (e) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円
 - (f) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円
 - (g) 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円
- (オ) 非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a bに該当する場合以外の場合 次に掲げる工場等の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の

もの 23,000円

(b) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のもの 31,000円

(c) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以
上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

(d) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以
上5,000平方メートル未満のもの 100,000円

(e) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以
上10,000平方メートル未満のもの 150,000円

(f) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル
以上25,000平方メートル未満のもの 190,000円

(g) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル
以上のもの 230,000円

b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適
合することについて判定する場合 次に掲げる工場等の用途に供する部分の
床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の
もの 19,000円

(b) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のもの 26,000円

(c) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以
上2,000平方メートル未満のもの 38,000円

(d) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以
上5,000平方メートル未満のもの 95,000円

(e) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以
上10,000平方メートル未満のもの 140,000円

(f) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル
以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円

(g) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル
以上のもの 220,000円

第23条第1項第2号中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同号イ中「新たに」の次に「住宅部分又は」を加え、同項第3号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号ア中「エに」を「オに」に改め、同号エ中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号エ(ア)及び(イ)中「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「又はウ」を「、ウ又はエ」に改め、同号エ(ウ)中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「エに」を「オに」に改め、同号ウ(ア)中「(共用部分(住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。))の審査を要しない場合にあつては、当該共用部分を除く。以下この章において同じ。)」を削り、同号ウ(エ)を同号ウ(オ)とし、同号ウ(ウ)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ウ(ウ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(イ)中「(ア)」の次に「又は(イ)」を加え、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ

(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 86,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 150,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 220,000円

第23条第1項第3号ウを同号エとし、同号イ中「アに」を「ア又はイに」に、「エ」を「オ」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものに限る。）に係るものの審査（オに該当するものを除く。） 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円

(イ) 床面積の合計が２００平方メートル以上のもの ２８，０００円

第２３条第１項第４号中「第３４条第１項」を「第２９条第１項」に、「第３５条第１項各号」を「第３０条第１項各号」に改め、同号ウ中「第３４条第３項各号」を「第２９条第３項各号」に改め、同号ウ(イ)中「又はウ」を「、ウ又はエ」に改め、同項第５号中「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に改め、同号ア中「又はイ」を「、イ又はウ」に、「第３６条第２項」を「第３１条第２項」に、「第３５条第１項各号」を「第３０条第１項各号」に改め、同号イ中「第３号ウ」を「第３号エ」に、「第３６条第２項」を「第３１条第２項」に、「第３５条第１項各号」を「第３０条第１項各号」に改め、同号ウ中「第３４条第３項各号」を「第２９条第３項各号」に改め、同号ウ(ウ)中「又はウ」を「、ウ又はエ」に改め、同号ウ(エ)中「第３５条第１項各号」を「第３０条第１項各号」に改め、同項第６号中「第３４条第１項」を「第２９条第１項」に、「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に、「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に、「第３６条第２項」を「第３１条第２項」に改め、同項第７号及び第８号を削り、同項第９号中「（平成２８年国土交通省令第５号）第１１条」を「第１３条」に改め、同号イ中「新たに」の次に「住宅部分又は」を加え、同号を同項第７号とする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第６条第２項、第７条第２項、第８条第２項及び第９条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 ６ 年 １ １ 月 ２ ９ 日 提 出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

建築基準法が一部改正され、建築確認及び各種検査の対象となる建築物の規模等の基準が見直されるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が一部改正され、建築物の新築又は増改築において建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられること等に伴い、これらの事務に係る手数料を定める等のため提案するものであります。

議案第 104 号

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例（平成 15 年小田原市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「第 27 条第 1 項」の次に「（同条第 4 項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加える。

第 15 条第 1 項中「（主要構造部を耐火構造とした建築物又は準耐火建築物を除く。）」を削り、同条第 2 項中「主要構造部を耐火構造とした建築物又は準耐火建築物」を「準耐火建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）」に改める。

第 16 条第 3 項中「区画された」を「床又は壁により分離された」に改める。

第 20 条に次の 1 項を加える。

- 5 前 2 項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第 109 条の 8 で定める部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 22 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第 109 条の 8 で定める部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 24 条第 1 項中「準耐火構造」の次に「（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）」を加える。

第 30 条第 1 項中「、2 以上の出口に通じさせ」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の屋内通路は、2 以上の出口に通じさせなければならない。

第 33 条第 2 項各号列記以外の部分、第 34 条第 1 項、第 36 条第 4 項及び第 37 条第 2 項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第 42 条第 3 項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第 110 条第 2 号」を「第 107 条各号又は第 108 条の 4 第 1 項第 1 号イ及びロ」に改め、「）又は」の次に「主要構造部を」を加え、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができ

る部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第46条第1項第2号中「交差点（交差する道路の）」を「道路（」に、「）又は」を「以下この号において同じ。）の交差点又は」に改める。

第47条中「準耐火構造」の次に「（当該建築物が主たる用途に従属するものにあつては、特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）」を加える。

第48条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第54条第2項中「第22条」を「第22条第1項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第56条第1項中「第14条、第16条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第32条から第40条まで、第47条又は第48条」を「第26条、第27条、第32条、第33条又は第38条」に、「床面積」を「対象床面積（政令第137条の2の2第1項第2号に規定する対象床面積をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「おいては」の次に「、法第3条第3項（第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず」を加え、同条第6項を削り、同条第5項中「同項」を「法第3条第3項の規定にかかわらず、第7条の3第1項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第4項中「同項」を「法第3条第3項の規定にかかわらず、第7条の3第1項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第3項中「第12条から第14条まで、第16条、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第30条から第40条まで、第42条又は第46条から第48条まで」を「第11条から第16条まで、第19条、第20条第2項から第5項まで、第21条から第23条まで、第24条第1項、第26条から第40条まで、第42条、第46条から第48条まで、第49条第3号、第50条第3号又は第51条（第2号を除く。）から第53条まで」に改め、「おいては」の次に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

10 法第3条第2項の規定により、第50条（第3号を除く。）又は第51条第2号の規定の適用を受けない建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模

の様態替をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

- 1 1 第6項（第13条、第21条、第50条（第3号を除く。）及び第51条第2号に係る部分を除く。以下この項において同じ。）及び第7項（第51条（第2号を除く。）から第53条までに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定は、これらの規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第6項中「増築又は改築」とあるのは「用途の変更」と、「同条第3項」とあるのは「法第87条第3項」と、第7項中「増築又は改築」とあるのは「用途の変更」と、「法第3条第3項」とあるのは「法第87条第3項」と読み替えるものとする。

第56条第2項中「おいては」の次に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第8項とし、同条第1項の次に次の6項を加える。

- 2 法第3条第2項の規定により、第13条（第31条第2項において準用する場合を含む。第1号、第6項第1号及び第11項において同じ。）、第20条第3項若しくは第4項、第21条、第22条第1項、第24条第1項、第42条第3項、第47条（主たる用途に従属するものに限る。以下この条において同じ。）又は第48条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のア及びイに該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、第13条、第20条第3項若しくは第4項、第21条、第22条第1項、第24条第1項、第42条第3項、第47条又は第48条第1項若しくは第2項の規定に適合するものであること。

(2) 工事の着手が基準時（法第3条第2項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物において、同項の規定により引き続きこの条例の規定（この条例の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。）以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が50平方メートルを超えないものであること。

- 3 法第3条第2項の規定により、第15条、第20条第2項、第23条第2項、第

第28条、第29条、第30条第2項、第31条第1項（第4号を除く。）、第34条、第35条、第40条、第42条第1項（第2号を除く。）若しくは第2項、第49条第3号又は第50条第3号の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれか（居室の部分に係る増築にあっては、第1号）に該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のア及びイに該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分及びその他の部分が、増築又は改築後において、それぞれ政令第117条第2項各号のいずれかに掲げる建築物の部分となるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、第15条、第20条第2項、第23条第2項、第28条、第29条、第30条第2項、第31条第1項（第4号を除く。）、第34条、第35条、第40条、第42条第1項（第2号を除く。）若しくは第2項、第49条第3号又は第50条第3号の規定に適合するものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。

4 法第3条第2項の規定により、第12条、第16条、第19条、第30条第3項、第31条第1項第4号又は第36条の規定の適用を受けない建築物について、増築（居室の部分に係るものを除く。以下この項において同じ。）又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである場合には、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により、第50条（第3号を除く。）又は第51条第2号の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のア及びイに該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、第50条（第3号を除く。）又は第51条第2号の規定に適合するものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものであること。

6 法第3条第2項の規定により、次の各号に掲げる規定の適用を受けない建築物であつて、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として当該各号に掲げる建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて、増築又は改築をする場合においては、同条第3項の規定にかかわらず、当該増築又は改築に係る独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 第13条、第20条第3項若しくは第4項、第21条、第22条第1項、第24条第1項、第42条第3項、第47条、第48条第1項若しくは第2項、第50条（第3号を除く。）又は第51条第2号の規定 政令第109条の8に規定する建築物の部分

(2) 第15条、第20条第2項、第23条第2項、第28条、第29条、第30条第2項、第31条第1項（第4号を除く。）、第34条、第35条、第40条、第42条第1項（第2号を除く。）若しくは第2項、第49条第3号又は第50条第3号の規定 政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分

7 法第3条第2項の規定により、第11条、第14条、第23条第1項、第30条第1項、第37条、第39条又は第51条（第2号を除く。）から第53条までの規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築又は改築に係る部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

第57条及び第58条中「第30条第1項」を「第30条第1項及び第2項」に改める。

第59条第1項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第108条の3第1項第1号」を「第108条の4第1項第1号」に改め、同条第2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同項第1号中「第108条の3第1項第1号」を「第108条の4第1項第1号」に改め、同項第2号中「第108条の3第1項第2号」を

「第 108 条の 4 第 1 項第 2 号」に改める。

第 61 条第 1 項中「から第 23 条まで」を「、第 20 条第 1 項から第 4 項まで、第 21 条、第 22 条第 1 項、第 23 条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

建築基準法が一部改正され、特殊建築物等に係る構造及び耐火に関する規制が緩和されたことに伴い、これに準じた基準の整備を行う等のため提案するものであります。

議案第 105 号

小田原市下水道条例の一部を改正する条例

小田原市下水道条例（昭和 41 年小田原市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 1 項第 2 号中「登録を受けた者が」を「規定による排水設備工事責任技術者の登録を受けている者のうちから」に、「専属している」を「の者を選任している」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、神奈川県区域内に所在する他の営業所において選任されている排水設備工事責任技術者を兼任させることを妨げない。

第 5 条の 10 第 1 項中「専属して」を「選任され」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

常駐又は専任を求める規制の緩和を図る観点から、排水設備工事の指定工事店に係る指定基準の見直しを行うため提案するものであります。

案 議 件 事

議案第 106 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

1 譲渡する財産

- (1) 種類 物品
- (2) 内容及び数量 超低温冷凍庫 8 台、低温冷凍庫 4 台
- (3) 所在 小田原市保健センター（小田原市酒匂二丁目 32 番 16 号）

2 譲渡の相手方 別表のとおり

3 譲渡の時期 物品譲渡契約締結後

令和 6 年 11 月 29 日提出

小田原市長 加藤 憲一

別表

所在地、法人名及び代表者	医療機関・薬局名等	物品の内容
小田原市栄町一丁目 14 番 18 号 医療法人小林病院 理事長 辻 内 和 人	小林病院	超低温冷凍庫
小田原市鴨宮 219 番地の 5 医療法人社団三暉会 理事長 永 井 進	永井病院	低温冷凍庫
小田原市栄町三丁目 15 番 20 号 医療法人社団雨宮内科医院 理事長 雨 宮 光	雨宮内科医院	超低温冷凍庫
小田原市中里 281 番地の 3 医療法人社団東鳩会	久保クリニック	超低温冷凍庫

理事長 久 保 藤 実		
小田原市西酒匂三丁目 4 番 9 号 医療法人患中会 理事長 小 島 時 昭	小島クリニック	超低温冷凍庫
小田原市中里 7 2 番地の 1 医療法人社団三昧耶会 理事長 弓 削 勇	ゆげ耳鼻咽喉科	超低温冷凍庫
小田原市西酒匂三丁目 4 番 9 号 医療法人患中会 理事長 小 島 時 昭	小田原箱根健診クリニック	超低温冷凍庫
小田原市栄町一丁目 5 番 1 7 号オ ゾン 3 ビル 1 階 医療法人社団すいめい 理事長 小 野 敦 史	おだわら脳神経外科クリニ ック	低温冷凍庫
小田原市浜町一丁目 1 4 番 3 号 株式会社オクツ薬局 代表取締役 櫻 木 達 夫	お堀端オクツ薬局	低温冷凍庫
小田原市本町一丁目 1 3 番 1 7 号 株式会社ういろう 代表取締役 外 郎 藤 右 衛 門	外郎藤右衛門薬局	低温冷凍庫
小田原市本町一丁目 1 3 番 1 7 号 株式会社ういろう 代表取締役 外 郎 藤 右 衛 門	ういろう駅前店調剤薬局	超低温冷凍庫
栃木県大田原市北金丸字上ノ原 2 6 0 0 番 1 学校法人国際医療福祉大学 理事長 高 木 邦 格	国際医療福祉大学小田原キ ャンパス	超低温冷凍庫

議案第 107 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施 設 の 名 称 国府津駅自転車駐車場
- 2 指 定 管 理 者 C Y C L E P A R K 国府津
 代表者 公益財団法人自転車駐車場整備センター
 理事長 樺 島 徹
 東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
- 3 指 定 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 29 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

議案第 108 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施 設 の 名 称 小田原市民ホール
- 2 指 定 管 理 者 小田原三の丸ホール芸術文化創造パートナーズ
 代表者 株式会社タウンニュース社
 代表取締役 宇 山 知 成
 横浜市青葉区荏田西二丁目 1 番 3 号
- 3 指 定 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 29 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

議案第 109 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施 設 の 名 称 小田原市いこいの森
- 2 指 定 管 理 者 いこいの森共同事業体
 代表者 一般財団法人小田原市事業協会
 代表理事 小 澤 千 香 良
 小田原市南町一丁目 1 番 40 号
- 3 指 定 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 29 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

議案第 110 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 小田原市梅の里センター
- 2 指 定 管 理 者 フロンティア 1 株式会社
 代表取締役 鈴 木 大 介
 小田原市寿町一丁目 1 番 12 号
- 3 指 定 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 29 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

議案第 1 1 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施 設 の 名 称 小田原漁港交流促進施設
- 2 指 定 管 理 者 株式会社相州村の駅
 代表取締役 瀬 上 恭 寛
 小田原市早川一丁目 1 5 番地の 1 2
- 3 指 定 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

議案第 1 1 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施 設 の 名 称 小田原こどもの森公園わんぱくらんど及び辻村植物公園
- 2 指 定 管 理 者 わんぱく・辻村共同事業体
 代表者 一般財団法人小田原市事業協会
 代表理事 小 澤 千 香 良
 小田原市南町一丁目 1 番 4 0 号
- 3 指 定 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

議案第 1 1 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施 設 の 名 称 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター
- 2 指 定 管 理 者 ゆうりん・おだたんグループ
 代表者 株式会社有隣堂
 代表取締役 松 信 健 太 郎
 横浜市中区伊勢佐木町一丁目 4 番地 1
- 3 指 定 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

議案第 1 1 4 号

工事請負契約の変更について

令和 4 年 1 2 月 1 4 日に議決を経て締結した工事請負契約（旧小田原市民会館解体撤去工事）の内容の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

「契 約 金 額 8 7 1 , 0 1 7 , 4 0 0 円」を

「契 約 金 額 8 7 3 , 0 4 1 , 4 0 0 円」とする。

「工 期 契約に定める日から令和 6 年 1 1 月 2 9 日まで」を

「工 期 契約に定める日から令和 7 年 3 月 1 4 日まで」とする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一